

令和4年度

自然災害等における
被災者支援制度一覧

鹿児島市

令和4年9月現在

被災者支援制度一覧

制度		頁	問い合わせ先
① 弔慰金・見舞金	1 市災害弔慰金	P1	★地域福祉課地域福祉係 216-1244 ★鹿児島県共同募金会鹿児島市共同募金委員会 221-6073 ★市社会福祉協議会地域福祉推進課 221-6071 ★日本赤十字社鹿児島市地区 224-5730
	2 市災害見舞金		
	3 市災害見舞品		
	4 市床上浸水被災者支援補助金		
	5 県共同募金会災害見舞金		
	6 市社会福祉協議会災害見舞品		
	7 日本赤十字社災害死亡弔慰金		
	8 日本赤十字社災害救援物資の配布		
	9 災害弔慰金	P2	★地域福祉課地域福祉係 216-1244
	10 災害障害見舞金		
	11 被災者生活再建支援金		
	12 県小災害り災者に対する援護		
	13 県単災害弔慰金		
	14 県住家災害見舞金		
	15 県被災者生活支援金		
② 税	1 個人市民税・県民税の減免	P3	★市民税課 216-1174・75(各支所の税務課) ★市民税課諸税係 216-1172 ★資産税課 216-1181・82・85・87(各支所の税務課(東桜島税務係を除く)) ★資産税課 216-1185(各支所の税務課(東桜島税務係を除く)) ★納税課 216-1191~4(各支所の税務課)
	2 個人市民税・県民税の雑損控除		
	3 事業所税の減免		
	4 固定資産税・都市計画税の減免		
	5 被災住宅用地に係る特例		
	6 市税の徴収猶予		
	7 国民健康保険税の減免	P4	★国民健康保険課賦課係 216-1229 ★谷山支所市民課国民健康保険係 269-8414 ★国民健康保険課納税係 216-1230
	8 国民健康保険税の徴収猶予		
③ 住宅	1 罹災等による市営住宅の一時入居	P4	★住宅課住宅管理係 216-1362 ★建築指導課管理係 216-1357
	2 市営住宅特定入居		
	3 建築確認申請手数料等の減免		
④ 貸付制度	1 生活福祉資金 (災害援護経費) (住宅増改築等経費) (緊急小口資金)	P5	★市社会福祉協議会福祉資金課 223-0704 ★こども福祉課 216-1264 ★谷山福祉部福祉課 269-8473 ★地域福祉課地域福祉係 216-1244 ★産業支援課金融係 216-1324 ★農政総務課企画係 216-1334 ★産業支援課金融係 216-1324 ★教育委員会総務課財務係 227-1922 鹿児島玉龍高校 247-7161 鹿児島商業高校 247-7171 鹿児島女子高校 223-8341 鹿児島玉龍中 247-7161 ★教育委員会学校教育課 227-1941
	2 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)		
	3 災害援護資金		
	4 市中小企業融資(災害対策資金)		
	5 農業経営者支援強化貸付金(初年度等交付事業)		
	6 農林漁業金融事業		
	7 市中小企業災害復旧資金利子補助金		
⑤ 教育	1 市立高等学校授業料・入学検定料・入学料の免除	P6	★国民年金課 216-1224(各支所) ★国民健康保険課給付係 216-1228 ★障害福祉課自立支援係 216-1304 精神障害者については保健支援課 803-6929 ★保育幼稚園課利用調整係 216-1258(各支所福祉課・保健福祉課) ★保育幼稚園課給付指導係 808-2662(各支所福祉課・保健福祉課) ★こども政策課放課後児童育成係 216-1259(各支所福祉課・保健福祉課) ★こども支援室 808-2665(各支所福祉課・保健福祉課) ★介護保険課保険料係 216-1279(各支所福祉課・保健福祉課) ★介護保険課給付係 216-1280(各支所福祉課・保健福祉課) ★長寿あんしん課地域包括ケア推進係 216-1186 ★谷山福祉部福祉課長寿福祉係 269-2145 ★長寿支援課後期高齢者医療係 216-1268(各支所福祉課・保健福祉課) ★農地整備課整備係 216-1335 ★谷山農林課農林土木係 269-8487 ★生産流通課林務水産係 216-1341 ★谷山農林課農林係 269-8484 ★資源政策課ごみ減量推進係 216-1290 収集については清掃事務所 238-0201 ★資源政策課管理調整係 216-1288 ★水道局お客様料金センター 812-6171 ★水道局下水道管路課普及係 213-8542 ★母子保健課 216-1485 ★感染症対策課 803-7023
	2 鹿児島玉龍中学校入学検定料の免除		
	3 被災等児童生徒に係る教科書給与		
⑥ その他	1 国民年金保険料の免除等	P7	★国民年金課 216-1224(各支所) ★国民健康保険課給付係 216-1228 ★障害福祉課自立支援係 216-1304 精神障害者については保健支援課 803-6929 ★保育幼稚園課利用調整係 216-1258(各支所福祉課・保健福祉課) ★保育幼稚園課給付指導係 808-2662(各支所福祉課・保健福祉課) ★こども政策課放課後児童育成係 216-1259(各支所福祉課・保健福祉課) ★こども支援室 808-2665(各支所福祉課・保健福祉課) ★介護保険課保険料係 216-1279(各支所福祉課・保健福祉課) ★介護保険課給付係 216-1280(各支所福祉課・保健福祉課) ★長寿あんしん課地域包括ケア推進係 216-1186 ★谷山福祉部福祉課長寿福祉係 269-2145 ★長寿支援課後期高齢者医療係 216-1268(各支所福祉課・保健福祉課) ★農地整備課整備係 216-1335 ★谷山農林課農林土木係 269-8487 ★生産流通課林務水産係 216-1341 ★谷山農林課農林係 269-8484 ★資源政策課ごみ減量推進係 216-1290 収集については清掃事務所 238-0201 ★資源政策課管理調整係 216-1288 ★水道局お客様料金センター 812-6171 ★水道局下水道管路課普及係 213-8542 ★母子保健課 216-1485 ★感染症対策課 803-7023
	2 国民健康保険一部負担金の減免		
	3 障害福祉サービス利用料減免 (身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病患者等)		
	4 保育所等利用		
	5 保育料の減免		
	6 児童クラブ入所		
	7 子育て短期支援事業(18歳未満)		
	8 介護保険料の減免・徴収猶予		
	9 介護サービス等利用料の減免		
	10 養護老人ホーム入所負担金の減免		
	11 後期高齢者医療の一部負担金の減免		
	12 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予		
	13 農業用施設等災害復旧事業		
	14 治山事業		
	15 粗大ごみ処理手数料の減免		
16 ごみ処分手数料の減免			
17 し尿処理手数料の減免			
18 水道料金及び下水道使用料の減免			
19 下水道事業受益者負担金、区域外流入分担金の徴収猶予			
20 未熟児養育医療の自己負担金の減免、納入延期			
21 住居等の消毒			
22 急傾斜地崩壊対策事業			
23 がけ地応急防災工事費補助事業			
24 水性土のうけ与			
25 災害救助法第2条第1項が適用された場合の支援制度	P11	★河川港湾課 216-1412・1416	
谷山支所 099-269-2111		各支所の 電話番号	桜島支所 099-293-2345
伊敷支所 099-229-2111			東桜島合同庁舎 099-221-2111
吉野支所 099-244-7111			喜入支所 099-345-1111
吉田支所 099-294-2211			松元支所 099-278-2111 郡山支所 099-298-2111

自然災害等における被災者支援制度について

① 弔慰金・見舞金関係 一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
1.市災害弔慰金	鹿児島市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害弔慰金が支給されない火災、風水害等の災害により死亡したり災者の遺族に対し支給 (100,000円)	死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	地域福祉課 地域福祉係 216-1244
2.市災害見舞金	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害による災者に対し支給 (傷害者:30,000円 住家の損害は、程度により見舞金の額が変わる。)	災害により直接傷害を受け、1ヶ月以上入院治療をしたものまたは住家が全壊、全焼または流失、半壊、半焼または床上浸水した世帯 ※支給の基準等、詳細についてはお問い合わせください	
3.市災害見舞品	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害による災者に対し支給 4月～9月:タオルケット 10月～3月:毛布	災害により住家が全壊、全焼または流失、半壊、半焼または床上浸水した世帯 ※支給の基準等、詳細についてはお問い合わせください	
4.県共同募金会 災害見舞金	・災害による死亡者(1人につき) 18,000円 ・全焼、全壊家屋(1世帯につき) 15,000円 ・半焼、半壊(床上浸水を含む)家屋 (1世帯につき) 10,000円	火災、その他不測、不可避の災害(交通事故を除く。)が発生したときのその被災者、若しくは遺族	鹿児島県共同募金会 鹿児島市共同募金委員会 221-6073
5.市社会福祉協議会 災害見舞品	全焼・全壊・半焼・半壊の被害を受けた世帯に対し、見舞品(タオルセット)を支給 1世帯に1セット	災害(火災、暴風、豪雨等)により全焼、全壊、半壊、半焼の被害を受けた被災世帯 ※支給の基準等、詳細についてはお問い合わせください	市社会福祉協議会 地域福祉推進課 221-6071
6.日本赤十字社 災害死亡弔慰金	自然災害及び火災による死亡者 1名につき 20,000円	死亡した者の遺族	地域福祉課
7.日本赤十字社 災害救援物資の 配布	毛布 1人に1枚 救急セット(タオル、石鹸等) 世帯員4人に対し1個(4人分入り) タオルケット 1世帯に1枚 ブルーシート 1世帯に1枚	全焼、全壊、流失 半焼、半壊、床上浸水の被害にあった世帯 ※支給の基準等、詳細についてはお問い合わせください	日本赤十字社 鹿児島市地区 224-5730

自然災害等における被災者支援制度について

① 弔慰金・見舞金関係

大規模災害(条件がある場合)の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
9.災害弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が世帯の主たる生計維持者の場合 500万円以内 ・その他の場合 250万円以内 	<p>死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>災害救助法第2条第1項が適用される大規模な災害ほか</p>	地域福祉課 地域福祉係 216-1244
10.災害障害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が世帯の主たる生計維持者の場合 250万円以内 ・その他の場合 125万円以内 	<p>災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神または、身体に障害がある者</p> <p>災害救助法第2条第1項が適用される大規模な災害ほか</p>	
11.被災者生活再建支援金	限度額 単身(1人)世帯 225万円以内 複数(2人以上)世帯 300万円以内	<p>住宅が全壊半壊した世帯ほか</p> <p>災害救助法第2条第1項の適用があった災害(除外される災害有)</p>	
12.県小災害り災者に対する援護	災害救助法を適用するに至らない小災害によるり災者に対し、法外援護として被服寝具その他生活必需品等を支給	<p>災害により住家が全壊、全焼または流失、半壊、半焼または床上浸水した世帯</p> <p>災害救助法第2条第1項の適用を受けない災害で、20世帯以上の世帯の全焼若しくは、30世帯以上の世帯の全壊流失がある災害</p>	
13.県単災害弔慰金	1人につき100万円支給	<p>死亡した者の遺族 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲</p> <p>一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害ほか</p>	
14.県住家災害見舞金	1世帯につき10万円支給	<p>現に居住している住家が全壊、流失または埋没した世帯の世帯主</p> <p>災害救助法第2条第1項による救助が行われた災害ほか</p>	
15.県被災者生活支援金	1世帯(1事業者)当たり20万円支給 ※短期間に再度被災した世帯は30万円を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊、半壊、床下浸水の住家被害を受けた世帯 ・店舗等が上記と同等の被害を受け、一定の要件を満たす小規模事業者 	

自然災害等における被災者支援制度について

②税関係

一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
1.個人市民税・県民税の減免	<p>①災害により死亡した場合…全部免除 (災害を受けた日以後に納期の末日の到来する当年度分の税額)</p> <p>②災害により障害者になった場合…10分の9を減免 (災害を受けた日以後に納期の末日の到来する当年度分の税額)</p>	<p>①災害により死亡した人</p> <p>②災害により障害者になった人</p>	<p>市民税課 216-1174、1175</p> <p>各支所の税務課</p>
	<p>納税義務者(控除対象配偶者及び扶養親族を含む。)が所有し、直接居住の用に供する住宅または日常使用する家財が被害を受けた場合、災害発生後1年以内に納期の末日の到来する税額を減免 (※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)</p>	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、一定規模以上の被害(全壊、半壊、床上浸水など)を受けた人</p>	
	<p>納税義務者が収穫すべき農作物に被害を受けた場合、当年度分の農業所得に係る市民税の所得割の額を減免 (※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)</p>	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下(当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)で、農作物の減収による損失額の合計額が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である人</p>	
2.個人市民税・県民税の雑損控除	<p>災害や盗難等で資産に損失を生じた場合に、一定の要件により総所得金額から控除する</p> <p>①損失額-総所得金額等×10分の1</p> <p>②災害関連支出額-5万円</p> <p>①と②のいずれか多い金額を総所得金額等から控除 (※保険金等で補てんされた金額を除く)</p>	<p>納税義務者(生計を一にする配偶者その他の親族(総所得金額等が48万円以下)を含む。)が所有する資産について損失を生じた場合</p>	
3.事業所税の減免	<p>事業所用家屋に被害を受けた場合、事業所税の資産割額を減免 (※損害の程度によって減免割合が異なる。)</p>	<p>一定規模以上の被害(全壊、半壊、床上浸水など)により事業所用家屋が被災した事業者</p>	<p>市民税課諸税係 216-1172</p>
4.固定資産税・都市計画税の減免	<p>一定規模以上の被害を受けた場合、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する当年度分の税額を減免 (※損害の程度によって減免割合が異なる。)</p>	<p>災害により被害を受けた固定資産(土地、家屋、償却資産)の納税義務者</p>	<p>資産税課 216-1181、1182 (家屋) 216-1185(土地) 216-1187(償却)</p> <p>各支所の税務課 (東桜島税務係を除く)</p>

5.被災住宅用地に係る特例	賦課期日前に住宅用地として認定していたものが、災害等により住宅が滅失した場合、翌年度及び翌々年度分に限り当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例を継続する。	①家屋の滅失・損壊が震災等によるものであること。 ②被災年度に住宅用地の特例措置の適用を受けていた土地であること。 ③被災年度の翌年度以降の賦課期日において ア当該土地が家屋や構築物の敷地として使用されていないこと。 イ所有者が、震災前の所有者等であること。 ウ住宅用地として使用することができないことを市長が認定した土地であること。	資産税課 216-1185(土地) 各支所の税務課 (東桜島税務係を除く)
6.市税の徴収猶予	災害により市税を納付することができない場合は、一定期間その徴収を猶予する	納税者または特別徴収義務者で、その財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、市税を納付することができない人	納税課 216-1191 ~1194 各支所の税務課

※上記の減免等を受ける場合は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

自然災害等における被災者支援制度について

②税関係

一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
7.国民健康保険税の減免	10分の9を減免 (災害発生後1年以内に納期の末日が到来する税額)	災害により、納税義務者が障害者となった場合	国民健康保険課賦課係 216-1229 谷山支所 市民課国民健康保険係 269-8414
	納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)が所有し、直接居住の用に供する住宅または日常使用する家財が被害を受けた場合、災害発生後1年以内に納期の末日が到来する税額を減免 (※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)	前年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下で、一定規模以上の被害(全壊、半壊、床上浸水など)を受けた世帯	
	納税義務者が収穫すべき農作物及び所有する家畜に被害を受けた場合、災害発生後1年以内に納期の末日が到来する税額を減免 (※所得金額によって減免割合が異なる。)	前年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下(当該合計所得金額のうち、農作物及び家畜に係る事業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)で、農作物及び家畜の減収による損失額の合計額が平年における当該農作物及び当該家畜による収入額の合計額の10分の3以上であるもの	
8.国民健康保険税の徴収猶予	災害により国民健康保険税を納付することができない場合は、一定期間その徴収を猶予する	納税者で、その財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、国民健康保険税を納付することができない人	国民健康保険課納税係 216-1230

※上記の減免等を受ける場合は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

自然災害等における被災者支援制度について

③住宅関係

一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
1.罹災等による市営住宅の一時入居	住宅が被災し、居住できなくなった時に避難場所として特定の市営住宅への一時的な入居	被災者 入居期間は原則3ヶ月、最長1年以内 ※詳細についてはお問い合わせください。	住宅課住宅管理係 216-1362
2.市営住宅特定入居	住宅が被災し、居住できなくなった時に特定の市営住宅への入居	被災者でかつ市営住宅の入居条件を満たしていること ※詳細についてはお問い合わせください。	
3.建築確認申請手数料等の減免	災害により建築物、建設設備又は工作物が罹災した場合の確認申請手数料、完了検査申請手数料(以下「確認申請手数料等」という。)の金額は所定の2分の1に減額。 ただし、住宅が滅失、又は半焼若しくは半壊した場合、その災害の発生した日から6月以内に建築、又は大規模の修繕をする場合の確認申請手数料等は、申請により免除。	罹災者 罹災前と用途が変わらないこと。 (建物用途の変更は対象外) 添付書類…罹災証明書	建築指導課 管理係 216-1357

自然災害等における被災者支援制度について

④貸付関係

一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
1.生活福祉資金 (災害援護経費)	災害により家財が破損した時の購入費や、住宅の改修に必要な経費の貸付 貸付額 150万円以内 (市社会福祉協議会が相談窓口となり、県社会福祉協議会が貸付を行う制度です。)	市内に居住し、下記を両方満たす世帯 ・同居者全員の市民税が非課税または均等割課税世帯 ・官公署発行の被災者証明を受けた世帯 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	市社会福祉協議会 福祉資金課 223-0704
(住宅増改築等経費)	住宅の改修工事が必要となったときの経費の貸付 貸付額 250万円以内 (市社会福祉協議会が相談窓口となり、県社会福祉協議会が貸付を行う制度です。)	市内に居住し、下記のいずれかの世帯 ・同居者全員の市民税が非課税または均等割課税世帯 ・障害者の属する世帯 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	
(緊急小口資金)	火災、風水害等を受けた日から1か月以内で一時的に必要な生活費の貸付 貸付額 10万円以内 (市社会福祉協議会が相談窓口となり、県社会福祉協議会が貸付を行う制度です。)	市内に居住し、下記を両方満たす世帯 ・同居者全員の市民税が非課税または均等割課税世帯 ・官公署発行の被災者証明を受けた世帯 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	
2.母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	災害により家屋に被害を受けた方々に対しその住宅の補修等に必要な資金を貸付 貸付限度額 150万円以内	①ひとり親家庭の父、母または寡婦(同居している子どもの被扶養者となっている方を除く) ②①の対象者が現に居住し、且つ所有する住宅の補修等をされる方 ③租税又は、公共料金等に著しい滞納がない方 ④工事総額が450万円以内で、原則として費用の30%以上の自己資金を保有している方 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	こども福祉課 (こどもと女性の相談室) 216-1264 谷山福祉部 福祉課 269-8473 そのほか各支所福祉課・保健福祉課でも相談を受け付けています。

④貸付関係

大規模災害(条件がある場合)の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
3.災害援護資金	災害の程度により350万円まで貸付	世帯主が1ヶ月以上の重症ほか 災害救助法第2条第1項による救助が行われた災害ほか	地域福祉課 地域福祉係 216-1244

自然災害等における被災者支援制度について

④貸付関係(事業者向け)

一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
4.市中小企業融資制度(災害対策資金)	火災や自然災害等の被害を受けた中小企業者に対し、融資の際の信用保証料を市が全額補助 また、支払った利子の3分の1相当額を3年間補助 融資限度額 1,500万円	市内に住所と事業所があり、6ヶ月以上事業を営む法人・個人の中小企業者 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	産業支援課 金融係 216-1324
5.農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業	自然災害により被害を受けた農家等に対し、農協等から受けた当該資金の利子について、県 国が補助(金額は資金の種類や融資金額により異なります)	農業等を営む個人等 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	農政総務課 企画係 216-1334
6.農林漁業金融事業	自然災害により被害を受けた農家等に対し、農協等から受けた当該資金の利子について、市が補助(金額は資金の種類や融資金額により異なります)	農林漁業を営む個人等 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	

④貸付関係(事業者向け)

大規模災害(条件がある場合)の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
7.市中小企業災害復旧資金利子補助金	災害復旧のために特定の資金を借入れた中小企業者に対し、借入金の利子の一部を補助	市内において県の指定する災害により被害を受けた中小企業者 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	産業支援課 金融係 216-1324

⑤教育関係

一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
1.市立高等学校授業料・入学検定料・入学料の減免	火災・風水害等の被災により、生計に重大な支障を生じたと認められる場合、授業料・入学検定料及び入学料を減免	授業料 市立高等学校の生徒 入学検定料 市立高等学校入学志願者 入学料 市立高等学校の生徒	教育委員会 総務課財務係 227-1922 鹿児島玉龍高 247-7161 鹿児島商業高 247-7171 鹿児島女子高 223-8341
2.鹿児島玉龍中学校入学検定料の免除	火災・風水害等の被災により、生計に重大な支障を生じたと認められる場合、入学検定料を免除	鹿児島玉龍中学校入学志願者の保護者	教育委員会 総務課財務係 227-1922 鹿児島玉龍中 247-7161
3.被災等児童生徒に係る教科書給与	火災・風水害等の被災により消失した教科書を給与	市立小・中学校に在籍する児童生徒	教育委員会 学校教育課 227-1941

自然災害等における被災者支援制度について

⑥その他 一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
1.国民年金保険料の免除等	災害等により保険料を納めることが著しく困難である場合、保険料を免除するもの	震災・風水害・火災等の災害により世帯員が所有する住宅、家財その他の財産について被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	国民年金課 216-1224 各支所担当窓口 鹿児島北年金事務所 225-5311 鹿児島南年金事務所 251-3111
2.国民健康保険一部負担金の減免	被災者の救援措置として、医療機関等での一部負担金の減免を行うもの	災害により死亡し、若しくは障害者となり、または資産に重大な損害を受けた事により、一部負担金を支払うことが困難となった世帯の被保険者を対象とし、下記の条件により減免する。 ①世帯主が死亡し、又は障害者となった場合・・・全額免除 ②世帯主が所有し、かつ居住する住宅、又は生活用の家財の2分の1以上の損害を受けた場合、・・・前年中の合計所得金額に応じて減免又は徴収猶予。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	国民健康保険課 給付係 216-1228
3.障害福祉サービス利用者負担の減免 (身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病患者等)	災害等により損害を受け、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難となり、一定の要件に該当する場合に減免。	障害福祉サービス受給者等又はその者の属する世帯の生計維持者が、住宅、家財などについて著しい損害を受け、その損害の合計金額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が、当該住宅等の合計価格の10分の3以上であって、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	※身体障害者・知的障害者・障害児・難病患者等については、障害福祉課自立支援係 216-1304 ※精神障害者については、保健支援課 803-6929
4.保育所等利用	保護者全員が就労や疾病等により家庭での保育が困難な場合に、保育を必要とする就学前児童の保育を行う	就学前の児童で、保護者が火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっており、世帯内に保育ができる者がいない場合	保育幼稚園課 利用調整係 216-1258 そのほか各支所福祉課・保健福祉課でも相談を受け付けています。
5.保育料の減免	災害により損害を受け、保育料の納付が困難となり、一定の要件に該当する場合に減免	① 納入義務者が所有し、かつ居住する住宅または家財が災害により損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が住宅または家財の総価格の10分の3以上(例えば家屋の全半壊および床上浸水)の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方 ② 災害によりやむなく事業を休業または廃業した納入義務者で、災害が発生した年の当該世帯の合計所得見積額(保険金等で補てんされるべき金額を含む)が前年中の当該世帯の合計所得金額より減少すると認められ、かつ災害が発生した前年中の当該世帯の合計所得が600万円以下の方	保育幼稚園課 給付指導係 808-2662 そのほか各支所福祉課・保健福祉課でも相談を受け付けています。

自然災害等における被災者支援制度について

⑥その他 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
6.児童クラブ入所	昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の健全育成を図る	失業等による所得激減や災害による被災の影響により、経済的に困窮している保護者を対象とし、下記の条件により減免する。 ①失業等により合計所得が激減した場合・・・全額免除 ②災害により住宅又は家財に損害を受けた場合・・・損害割合に応じ減免額を決定。 ③災害により収穫すべき農作物及び所有する家畜に被害を受けた場合・・・損害割合に応じ減免額を決定。 ④災害の被災により障害者となった場合・・・全額免除 ※その他、詳細についてはお問合せください	こども政策課 放課後児童育成係 216-1259
7.子育て短期支援事業 (18歳未満)	保護者が病気、事故、災害などにより一時的に家庭での養育ができなくなった場合に児童福祉施設等で一時的に保護	保護者が火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている場合や病気等により、保護者が一時的に家庭での養育ができなくなった18歳未満の児童	こども支援室 808-2665
8.介護保険料の減免、徴収猶予	災害により損害を受け、介護保険料の納付が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免、徴収猶予	65歳以上の第1号被保険者又はその者の属する世帯の生計維持者が、住宅、家財などの損害を受け、その損害額(保険金で補てんされる金額を除く)が、住宅、家財などの価格の10分の3以上の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下	介護保険課 保険料係 216-1279
9.介護サービス等利用料の減免	災害により損害を受け、介護保険や総合事業のサービス利用料の負担が困難であると認められる場合、利用料を減免	要介護・要支援認定者、事業対象者又はその者の属する世帯の生計維持者が、住宅、家財などの損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされる金額を除く)が、住宅、家財などの価格の10分の3以上の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下	介護保険課給付係 216-1280
10.養護老人ホーム入所負担金の減免	災害により損害を受け、負担金の納付が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免	負担義務者が震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けたとき。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	長寿あんしん課 地域包括ケア推進係 216-1186 谷山福祉部福祉課 長寿福祉係 269-2145
11.後期高齢者医療の一部負担金の減免	災害等により損害を受け、医療機関等での一部負担金の支払が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免。	被保険者が震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けたとき。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	長寿支援課 後期高齢者医療係 216-1268
12.後期高齢者医療保険料の減免徴収猶予	災害等により損害を受け、後期高齢者医療保険料の納付が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免、徴収猶予	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けたとき ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	

自然災害等における被災者支援制度について

⑥その他 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
13.農業用施設等 災害復旧事業	自然災害により被害を受けた農地・農業用施設の災害復旧	現に耕作若しくは肥培管理等を行っている農地・農業用施設の災害復旧 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	農地整備課 整備係 216-1335 谷山農林課農林土木係 269-8487
14.治山事業	自然災害により崩壊した林地の復旧	森林所有者 (保全対象:人家2戸以上他) ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	生産流通課 林務水産係 216-1341 谷山農林課 農林係 269-8484 そのほか各支所農林事務所でも相談を受け付けています。
15.粗大ごみ処理 手数料の減免	自然災害・火災で発生した家庭の粗大ごみの処理手数料の免除	被災者(家庭ごみに限る) ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	資源政策課 ごみ減量推進係 216-1290 ※収集については 清掃事務所 238-0201
16.ごみ処分手数 料の減免	自然災害・火災で発生した一時多量ごみを清掃工場に搬入する際の手数料の免除	被災者 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	資源政策課 管理調整係 216-1288
17.し尿処理手 料の減免	自然災害により便槽が冠水した場合などのし尿処理手数料の免除	被災者	
18.水道料金及び 下水道使用料 の減免	災害により損害を受けたとき、直前の定例検針日から災害発生日までの使用水量に係る料金等を免除	災害により建築物等が損壊し、給水装置等が使用不能の状態になったとき	水道局お客様 料金センター 812-6171
19.下水道事業受 益者負担金、 区域外流入分 担金の徴収猶 予	被災の状況に応じて、負担金、分担金の徴収を猶予	納付が困難となった被災者	下水道管路課普及係 213-8542
20.未熟児養育医 療の自己負担 金の減免、納 入延期	申請により、自己負担金の減額、免除、又は納入期限を延期する	災害を受けたことにより、生計の維持が困難であると認められるとき	母子保健課 216-1485
21.住居等の消毒	感染症発生の予防及びまん延を防止するための浸水被害を受けた住居等の消毒	浸水被害を受けた住居等の消毒を行うことが困難な被災者 現地調査を実施し、消毒の可否を含めて対応します。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	感染症対策課 803-7023

自然災害等における被災者支援制度について

⑥その他 一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
22.急傾斜地崩壊対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人命を災害から守るための事業 ・がけ崩れの未然防止とがけ崩れによる被害の軽減を図る等の総合的な対策の実施 (防災工事の予防的整備や災害発生後の整備など) 	<p>採択基準としては、自然がけで傾斜が30度以上、高さ5メートル以上、移転適地がない場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防的整備では、保全人家5戸以上 ・災害発生後の整備では、保全人家5戸未満 <p>などとなります。実施条件としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択基準に適合すること ・地元からの申請書類の提出 ・防災工事に係る必要な土地を、工事用地として無償提供していただくこと <p>などが、必要となります。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。</p>	<p>河川港湾課 216-1412 216-1416</p>
23.がけ地応急防災工事費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れによる被害から、がけ地周辺住民の安全を確保するためにがけ所有者等が行う仮設施設の設置や応急処置に要する費用の一部について、一定の条件下で市が補助する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ地所有者等の個人 ・市税の滞納がないこと <p>※恒久対策工事は対象外です。</p> <p>補助対象となる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自然がけでがけの角度が30度以上、高さが5m以上 ②危険区域に居住用建築物があり、現に居住していること ③崩土除去や樹木除去が目的の工事ではないことなどです。 <p>※その他、詳細についてはお問い合わせください。</p>	
24.水性土のうの供与	<p>浸水防止の応急的な手段として用いることができる水性土のうを配布する</p>	<p>町内会単位</p>	

⑥その他

25. 災害救助法が適用された場合の支援制度

制度名	内容	対象者・条件
障害物の除去	<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等の障害物の除去に対する支援 対象は障害物の除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等</p> <p>1世帯あたり 138,300円以内</p>	<p>半焼、半壊又は床上浸水した住家で自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者 居室、台所、玄関、便所等に障害物等が運び込まれているため日常生活を営むのに支障をきたしている場合</p>
被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与	<p>被災者の実状に応じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料等 <p>の供与、または貸与を行う</p>	<p>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失または損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)</p>
被災した住宅の応急修理(災害救助法)	<p>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、</p> <p>(半壊・大規模半壊) 1世帯あたり 595,000円以内</p> <p>(準半壊) 1世帯あたり 300,000円以内</p>	<p>(半壊・大規模半壊) ①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者(準半壊) 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p>
医療	<p>診療、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院等への収容、看護等を応急的に行う 応急的な措置であること</p>	<p>医療の途を失った者(応急的処置)</p>
助産	<p>分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料等の支給</p>	<p>災害発生の日以前または以後7日以内に分べんしたものであって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)</p>
学用品の給与	<p>教科書及び教材、文房具、通学用品の給与</p>	<p>住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水により、学用品をそう失または損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(定時制及び通信制を含む。)</p>
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ・棺(付属品を含む) ・埋葬または火葬に要する物品 <p>骨つぼ及び骨箱等を支給する</p>	<p>災害の際、死亡した者を実際に埋葬する者</p>
応急仮設住宅の供与(災害救助法)	<ul style="list-style-type: none"> ○建設型応急住宅 災害発生後に緊急に建設して供与する。 供与期間 2年以内 ○賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅等を借上げて供与する。 供与期間 2年以内 	<p>住家が全壊、全焼または流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者</p>